

機械器具その他の設備(第1号)		超音波厚さ計、超音波探傷器、ファイバースコープ、ひずみ測定器、フィルム観察器、写真濃度計
検査員(第2号)	条件	<p>1 学校教育法による大学又は高等専門学校において工学に関する学科を修めて卒業した者(以下「工学関係大学等卒業生」という。)で、次のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が百六十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。</p> <p>(1) 学科研修が、次に掲げる科目について行われるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 特別特定機械等の構造 ロ 材料及び試験方法 ハ 工作及び試験方法 ニ 附属装置及び附属品 ホ 関係法令、強度計算方法及び検査基準 <p>(2) 登録製造時等検査機関が行うものであること。</p> <p>(二) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において工学に関する学科を修めて卒業した者(以下「工学関係高等学校等卒業生」という。)で、(一)の(1)及び(2)のいずれにも該当する研修であつて学科研修の時間が二百十時間以上であり、かつ、検査実習が十五件以上であるものを修了したものであること。</p> <p>(三) (一)又は(二)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
	数	年間の製造時等検査の件数を八百で除して得た数(端数があるときは、これを切り上げる。)
検査員であつて、検査員を指揮し、業務を管理する者(第3号)		<p>一 工学関係大学等卒業生で、十年以上特別特定機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は特別特定機械等に係る製造時等検査の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 工学関係高等学校等卒業生で、十五年以上特別特定機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は特別特定機械等に係る製造時等検査の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
その他(第4号)		<p>登録申請者が、特別特定機械等を製造し、又は輸入する者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。</p> <p>イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、製造者等がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。)であること。</p> <p>ロ 登録申請者の役員(持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)にあつては、業務を執行する社員)に占める製造者等の役員又は職員(過去二年間に当該製造者等の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。</p> <p>ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、製造者等の役員又は職員(過去二年間に当該製造者等の役員又は職員であつた者を含む。)であること。</p>

②-1

ボイラーの登録性能検査機関 (法第53条の3において準用する第46条第3項)

機械器具その他の設備(第1号)		超音波厚さ計、超音波探傷器及びファイバースコープ
検査員(第2号)	条件	<p>一 工学関係大学等卒業生のうち、七年以上性能検査を行おうとする機械等の設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は二年以上当該機械等の検査の業務に従事した経験を有する者(以下この表において「短期経験者」という。)で、次のいずれにも該当する研修(当該機械等に係るものに限る。以下この表において「特定研修」という。)であつて学科研修の時間が四十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。</p> <p>(一) 学科研修が、次に掲げる科目について行われるものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 当該機械等の構造、工作、据付け及び材料 (2) 附属装置及び附属品 (3) 取扱い、清掃作業及び損傷 (4) 関係法令、強度計算方法及び検査基準 <p>(二) 登録性能検査機関が行うものであること。</p> <p>二 工学関係大学等卒業生のうち、短期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が二百件以上であるものを修了したものであること。</p> <p>三 工学関係高等学校等卒業生のうち、十年以上性能検査を行おうとする機械等の設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は五年以上当該機械等の検査の業務に従事した経験を有する者(以下この表において「長期経験者」という。)で、第一号に規定する研修を修了したものであること。</p> <p>四 工学関係高等学校等卒業生のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が四百件以上であるものを修了したものであること。</p> <p>五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
	数	年間の性能検査の件数を八百で除して得た数(端数があるときは、これを切り上げる。)
検査員であつて、検査員を指揮し、業務を管理する者(第3号)		<p>一 工学関係大学等卒業生で、十年以上性能検査を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る性能検査の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>二 工学関係高等学校等卒業生で、十五年以上性能検査を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る性能検査の業務に従事した経験を有するものであること。</p> <p>三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。</p>
その他(第4号)		登録申請者が、特定機械等を製造し、若しくは輸入する者又は特定機械等の整備を業とする者(以下この号において「製造者等」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。(各号略)

②-2

第一種圧力容器の登録性能検査機関（法第53条の3において準用する第46条第3項）

機械器具その他の設備(第1号)		超音波厚さ計、超音波探傷器及びファイバースコープ
検査員(第2号)	条件	<ul style="list-style-type: none"> 一 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者で、特定研修であつて学科研修の時間が四十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。 二 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が百件以上であるものを修了したものであること。 三 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者で、第一号に規定する研修を修了したものであること。 四 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が二百件以上であるものを修了したものであること。 五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	数	年間の性能検査の件数を八百で除して得た数(端数があるときは、これを切り上げる。)
検査員であつて、検査員を指揮し、業務を管理する者(第3号)		<ul style="list-style-type: none"> 一 工学関係大学等卒業者で、十年以上性能検査を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る性能検査の業務に従事した経験を有するものであること。 二 工学関係高等学校等卒業者で、十五年以上性能検査を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る性能検査の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
その他(第4号)		登録申請者が、特定機械等を製造し、若しくは輸入する者又は特定機械等の整備を業とする者(以下この号において「製造者等」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。(各号 略)

3

②-3

クレーンの登録性能検査機関（法第53条の3において準用する第46条第3項）

機械器具その他の設備(第1号)		超音波厚さ計、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器、水準器、距離測定装置、鋼索用磁気探傷器
検査員(第2号)	条件	<ul style="list-style-type: none"> 一 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者で、特定研修であつて学科研修の時間が四十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。 二 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が百件以上であるものを修了したものであること。 三 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者で、第一号に規定する研修を修了したものであること。 四 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が二百件以上であるものを修了したものであること。 五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	数	年間の性能検査の件数を八百で除して得た数(端数があるときは、これを切り上げる。)
検査員であつて、検査員を指揮し、業務を管理する者(第3号)		<ul style="list-style-type: none"> 一 工学関係大学等卒業者で、十年以上性能検査を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る性能検査の業務に従事した経験を有するものであること。 二 工学関係高等学校等卒業者で、十五年以上性能検査を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る性能検査の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
その他(第4号)		登録申請者が、特定機械等を製造し、若しくは輸入する者又は特定機械等の整備を業とする者(以下この号において「製造者等」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。(各号 略)

4

②-4

移動式クレーンの登録性能検査機関（法第53条の3において準用する第46条第3項）

機械器具その他の設備(第1号)		超音波厚さ計、超音波探傷器、水準器、距離測定装置、鋼索用磁気探傷器
検査員(第2号)	条件	<ul style="list-style-type: none"> 一 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者で、特定研修であつて学科研修の時間が四十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。 二 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者以外のもの、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が四十件以上であるものを修了したものであること。 三 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者で、第一号に規定する研修を修了したものであること。 四 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者以外のもの、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が八十件以上であるものを修了したものであること。 五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	数	年間の性能検査の件数を八百で除して得た数(端数があるときは、これを切り上げる。)
検査員であつて、検査員を指揮し、業務を管理する者(第3号)		<ul style="list-style-type: none"> 一 工学関係大学等卒業者で、十年以上性能検査を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る性能検査の業務に従事した経験を有するものであること。 二 工学関係高等学校等卒業者で、十五年以上性能検査を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る性能検査の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
その他(第4号)		登録申請者が、特定機械等を製造し、若しくは輸入する者又は特定機械等の整備を業とする者(以下この号において「製造者等」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。(各号 略)

5

②-5

デリックの登録性能検査機関（法第53条の3において準用する第46条第3項）

機械器具その他の設備(第1号)		超音波厚さ計、超音波探傷器、電気計測器、距離測定装置、鋼索用磁気探傷器
検査員(第2号)	条件	<ul style="list-style-type: none"> 一 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者で、特定研修であつて学科研修の時間が四十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。 二 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者以外のもの、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が三十件以上であるものを修了したものであること。 三 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者で、第一号に規定する研修を修了したものであること。 四 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者以外のもの、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が六十件以上であるものを修了したものであること。 五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	数	年間の性能検査の件数を八百で除して得た数(端数があるときは、これを切り上げる。)
検査員であつて、検査員を指揮し、業務を管理する者(第3号)		<ul style="list-style-type: none"> 一 工学関係大学等卒業者で、十年以上性能検査を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る性能検査の業務に従事した経験を有するものであること。 二 工学関係高等学校等卒業者で、十五年以上性能検査を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る性能検査の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
その他(第4号)		登録申請者が、特定機械等を製造し、若しくは輸入する者又は特定機械等の整備を業とする者(以下この号において「製造者等」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。(各号 略)

6

②-6

エレベーターの登録性能検査機関（法第53条の3において準用する第46条第3項）

機械器具その他の設備(第1号)		超音波厚さ計、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器、水準器、回転速度計、鋼索用磁気探傷器
検査員(第2号)	条件	<ul style="list-style-type: none"> 一 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者で、特定研修であつて学科研修の時間が四十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。 二 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が二十件以上であるものを修了したものであること。 三 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者で、第一号に規定する研修を修了したものであること。 四 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が四十件以上であるものを修了したものであること。 五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	数	年間の性能検査の件数を八百で除して得た数(端数があるときは、これを切り上げる。)
検査員であつて、検査員を指揮し、業務を管理する者(第3号)		<ul style="list-style-type: none"> 一 工学関係大学等卒業者と、十年以上性能検査を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る性能検査の業務に従事した経験を有するものであること。 二 工学関係高等学校等卒業者と、十五年以上性能検査を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る性能検査の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
その他(第4号)		登録申請者が、特定機械等を製造し、若しくは輸入する者又は特定機械等の整備を業とする者(以下この号において「製造者等」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。 (各号 略)

7

②-7

ゴンドラの登録性能検査機関（法第53条の3において準用する第46条第3項）

機械器具その他の設備(第1号)		超音波厚さ計、超音波探傷器、絶縁抵抗計、電気計測器、鋼索用磁気探傷器
検査員(第2号)	条件	<ul style="list-style-type: none"> 一 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者で、特定研修であつて学科研修の時間が四十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。 二 工学関係大学等卒業者のうち、短期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が十件以上であるものを修了したものであること。 三 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者で、第一号に規定する研修を修了したものであること。 四 工学関係高等学校等卒業者のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検査実習が二十件以上であるものを修了したものであること。 五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	数	年間の性能検査の件数を八百で除して得た数(端数があるときは、これを切り上げる。)
検査員であつて、検査員を指揮し、業務を管理する者(第3号)		<ul style="list-style-type: none"> 一 工学関係大学等卒業者と、十年以上性能検査を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る性能検査の業務に従事した経験を有するものであること。 二 工学関係高等学校等卒業者と、十五年以上性能検査を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る性能検査の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
その他(第4号)		登録申請者が、特定機械等を製造し、若しくは輸入する者又は特定機械等の整備を業とする者(以下この号において「製造者等」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。 (各号 略)

8

③-1 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式のもの
の登録個別検定機関（法第54条において準用する第46条第3項）

機械器具その他の設備(第1号)	絶縁抵抗計、耐電圧試験装置、回転速度計、材料試験機	
号 検査員(第2号)	条件	一 工学関係大学等卒業生で、二年以上個別検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。 二 工学関係高等学校等卒業生で、五年以上個別検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	数	年間の個別検定の件数を百二十で除して得た数(端数があるときは、これを切り上げる。)
検査員であつて、検査員を指揮し、業務を管理する者(第3号)	一 工学関係大学等卒業生で、十年以上個別検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る個別検定の業務に従事した経験を有するものであること。 二 工学関係高等学校等卒業生で、十五年以上個別検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る個別検定の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	
その他(第4号)	登録申請者が、第四十四条第一項の政令で定める機械等を製造し、又は輸入する者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。 (各号 略)	

9

③-2 第二種圧力容器、小型ボイラー、小型圧力容器の登録個別検定機関
(法第54条において準用する第46条第3項)

機械器具その他の設備(第1号)	超音波厚さ計、超音波探傷器、ファイバースコープ、ひずみ測定器、フィルム観察器、写真濃度計	
号 検査員(第2号)	条件	一 工学関係大学等卒業生のうち、三年以上個別検定を行おうとする機械等の設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は一年以上当該機械等の検査の業務に従事した経験を有する者(以下この表において「短期経験者」という。)で、次のいずれにも該当する研修(当該機械等に係るものに限る。以下この表において「特定研修」という。)であつて学科研修の時間が四十時間以上であり、かつ、検定実習が二十件以上であるものを修了したものであること。 (一) 学科研修が、次に掲げる科目について行われるものであること。 (1) 当該機械等の構造、工作、据付け及び材料 (2) 附属装置及び附属品 (3) 取扱い、清掃作業及び損傷 (4) 関係法令、強度計算方法及び検査基準 (二) 登録個別検定機関が行うものであること。 二 工学関係大学等卒業生のうち、短期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検定実習が二百件以上であるものを修了したものであること。 三 工学関係高等学校等卒業生のうち、五年以上個別検定を行おうとする機械等の設計、製作若しくは据付けの業務に従事した経験又は三年以上当該機械等の検査の業務に従事した経験を有する者(以下この表において「長期経験者」という。)で、第一号に規定する研修を修了したものであること。 四 工学関係高等学校等卒業生のうち、長期経験者以外のもので、特定研修であつて学科研修の時間が八十時間以上であり、かつ、検定実習が四百件以上であるものを修了したものであること。 五 前各号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	数	年間の個別検定の件数を二千四百で除して得た数(端数があるときは、これを切り上げる。)
検査員であつて、検査員を指揮し、業務を管理する者(第3号)	一 工学関係大学等卒業生で、十年以上個別検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る個別検定の業務に従事した経験を有するものであること。 二 工学関係高等学校等卒業生で、十五年以上個別検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る個別検定の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	
その他(第4号)	登録申請者が、第四十四条第一項の政令で定める機械等を製造し、又は輸入する者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。 (各号 略)	

10

④-1 ゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を練るロール機の急停止装置のうち電氣的制動方式以外の制動方式のものの登録型式検定機関（法第54条の2において準用する第46条第3項）

機械器具その他の設備(第1号)		絶縁抵抗計、耐電圧試験装置、回転速度計、材料試験機
号 検査員(第2号)	条件	(一) 工学関係大学等卒業で、二年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。 (二) 工学関係高等学校等卒業で、五年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。 (三) (一)又は(二)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	数	事業所ごとに二
検査員であって、検査員を指揮し、業務を管理する者(第3号)		一 工学関係大学等卒業で、十年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。 二 工学関係高等学校等卒業で、十五年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
その他(第4号)		登録申請者が、第四十四条の二第一項の政令で定める機械等を製造し、又は輸入する者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。 (各号 略)

11

④-2 プレス機械又はシャーの安全装置の登録型式検定機関
(法第54条の2において準用する第46条第3項)

機械器具その他の設備(第1号)		作動試験用機械、硬さ試験機、オシロスコープ、赤外線暗視装置、絶縁抵抗計、耐電圧試験装置
号 検査員(第2号)	条件	(一) 工学関係大学等卒業で、二年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。 (二) 工学関係高等学校等卒業で、五年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。 (三) (一)又は(二)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	数	事業所ごとに二
検査員であって、検査員を指揮し、業務を管理する者(第3号)		一 工学関係大学等卒業で、十年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。 二 工学関係高等学校等卒業で、十五年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
その他(第4号)		登録申請者が、第四十四条の二第一項の政令で定める機械等を製造し、又は輸入する者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。 (各号 略)

12

④-3 防爆構造電気機械器具の登録型式検定機関
(法第54条の2において準用する第46条第3項)

機械器具その他の設備(第1号)		耐電圧試験装置、電気計測器、恒温槽、温度試験装置、鋼球落下試験装置、耐水試験装置、衝撃試験機、保護等級試験装置、爆発試験装置、ガス濃度計測器、水圧試験装置、拘束試験装置、気密試験装置、内圧試験装置、火花点火試験装置、発火試験装置、防じん試験装置
号 検査員(第2)	条件	(一) 工学関係大学等卒業で、二年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。 (二) 工学関係高等学校等卒業で、五年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。 (三) (一)又は(二)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	数	事業所ごとに二
検査員であって、検査員を指揮し、業務を管理する者(第3号)		一 工学関係大学等卒業で、十年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。 二 工学関係高等学校等卒業で、十五年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
その他(第4号)		登録申請者が、第四十四条の二第一項の政令で定める機械等を製造し、又は輸入する者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。 (各号 略)

13

④-4 クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置の登録型式検定機関
(法第54条の2において準用する第46条第3項)

機械器具その他の設備(第1号)		材料試験機、耐水試験装置、衝撃試験機、振動試験装置
号 検査員(第2)	条件	(一) 工学関係大学等卒業で、二年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。 (二) 工学関係高等学校等卒業で、五年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。 (三) (一)又は(二)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	数	事業所ごとに二
検査員であって、検査員を指揮し、業務を管理する者(第3号)		一 工学関係大学等卒業で、十年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。 二 工学関係高等学校等卒業で、十五年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
その他(第4号)		登録申請者が、第四十四条の二第一項の政令で定める機械等を製造し、又は輸入する者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。 (各号 略)

14

④-5 防じんマスクの登録型式検定機関
(法第54条の2において準用する第46条第3項)

機械器具その他の設備(第1号)		材料試験機、ガス濃度計測器、通気抵抗試験装置、粉じん捕集効率測定装置、死積試験装置、排気弁気密試験装置
号 検査員(第2号)	条件	(一) 工学関係大学等卒業で、二年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。 (二) 工学関係高等学校等卒業で、五年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。 (三) (一)又は(二)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	数	事業所ごとに二
検査員であつて、検査員を指揮し、業務を管理する者(第3号)		一 工学関係大学等卒業で、十年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。 二 工学関係高等学校等卒業で、十五年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
その他(第4号)		登録申請者が、第四十四条の二第一項の政令で定める機械等を製造し、又は輸入する者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。 (各号 略)

15

④-6 防毒マスクの登録型式検定機関
(法第54条の2において準用する第46条第3項)

機械器具その他の設備(第1号)		材料試験機、ガス濃度計測器、通気抵抗試験装置、粉じん捕集効率測定装置、死積試験装置、排気弁気密試験装置、除毒能力試験装置、面体気密試験装置、吸収缶気密試験装置
号 検査員(第2号)	条件	(一) 工学関係大学等卒業で、二年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。 (二) 工学関係高等学校等卒業で、五年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。 (三) (一)又は(二)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	数	事業所ごとに二
検査員であつて、検査員を指揮し、業務を管理する者(第3号)		一 工学関係大学等卒業で、十年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。 二 工学関係高等学校等卒業で、十五年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
その他(第4号)		登録申請者が、第四十四条の二第一項の政令で定める機械等を製造し、又は輸入する者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。 (各号 略)

16

④-7 木材加工用丸のこ盤の歯の接触予防装置のうち可動式のものの登録型式検定機関
(法第54条の2において準用する第46条第3項)

機械器具その他の設備(第1号)		作動試験用機械、硬さ試験機
号 検査員(第2号)	条件	(一) 工学関係大学等卒業生で、二年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。 (二) 工学関係高等学校等卒業生で、五年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。 (三) (一)又は(二)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	数	事業所ごとに二
検査員であって、検査員を指揮し、業務を管理する者(第3号)		一 工学関係大学等卒業生で、十年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。 二 工学関係高等学校等卒業生で、十五年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
その他(第4号)		登録申請者が、第四十四条の二第一項の政令で定める機械等を製造し、又は輸入する者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。 (各号 略)

17

④-8 動力により駆動されるプレス機械のうちスライドによる危険を防止するための機構を有するものの登録型式検定機関(法第54条の2において準用する第46条第3項)

機械器具その他の設備(第1号)		オンロスコープ、赤外線暗視装置、絶縁抵抗計、耐電圧試験装置、回転速度計、材料試験機、急停止時間測定装置、振動試験装置
号 検査員(第2号)	条件	(一) 工学関係大学等卒業生で、二年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。 (二) 工学関係高等学校等卒業生で、五年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。 (三) (一)又は(二)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	数	事業所ごとに二
検査員であって、検査員を指揮し、業務を管理する者(第3号)		一 工学関係大学等卒業生で、十年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。 二 工学関係高等学校等卒業生で、十五年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
その他(第4号)		登録申請者が、第四十四条の二第一項の政令で定める機械等を製造し、又は輸入する者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。 (各号 略)

18

④-9 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置の登録型式検定機関
(法第54条の2において準用する第46条第3項)

機械器具その他の設備(第1号)		作動試験用機械、絶縁抵抗計、耐電圧試験装置、温度試験装置、運動時間測定装置
号 検査員(第2号)	条件	(一) 工学関係大学等卒業で、二年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。 (二) 工学関係高等学校等卒業で、五年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。 (三) (一)又は(二)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	数	事業所ごとに二
検査員であつて、検査員を指揮し、業務を管理する者(第3号)		一 工学関係大学等卒業で、十年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。 二 工学関係高等学校等卒業で、十五年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
その他(第4号)		登録申請者が、第四十四条の二第一項の政令で定める機械等を製造し、又は輸入する者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。 (各号 略)

19

④-10 絶縁用保護具及び絶縁用防具の登録型式検定機関
(法第54条の2において準用する第46条第3項)

機械器具その他の設備(第1号)		耐電圧試験装置、材料試験機、電気計測器
号 検査員(第2号)	条件	(一) 工学関係大学等卒業で、二年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。 (二) 工学関係高等学校等卒業で、五年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。 (三) (一)又は(二)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	数	事業所ごとに二
検査員であつて、検査員を指揮し、業務を管理する者(第3号)		一 工学関係大学等卒業で、十年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。 二 工学関係高等学校等卒業で、十五年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
その他(第4号)		登録申請者が、第四十四条の二第一項の政令で定める機械等を製造し、又は輸入する者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。 (各号 略)

20

④-11 保護帽の登録型式検定機関
(法第54条の2において準用する第46条第3項)

機械器具その他の設備(第1号)	恒温槽、衝撃試験機	
号 検査員(第2号)	条件	(一) 工学関係大学等卒業で、二年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。 (二) 工学関係高等学校等卒業で、五年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作又は検査の業務に従事した経験を有するものであること。 (三) (一)又は(二)に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。
	数	事業所ごとに二
検査員であつて、検査員を指揮し、業務を管理する者(第3号)	一 工学関係大学等卒業で、十年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。 二 工学関係高等学校等卒業で、十五年以上型式検定を行おうとする機械等の研究、設計、製作若しくは検査又は当該機械等に係る型式検定の業務に従事した経験を有するものであること。 三 前二号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者であること。	
その他(第4号)	登録申請者が、第四十四条の二第一項の政令で定める機械等を製造し、又は輸入する者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。 (各号 略)	

21

⑤ 粉じん計に係る登録校正機関
(労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第19条の24の4第1項)

機械器具(第1号)	イ ダストチェンバー ロ 直線性の試験において必要な技術的条件を満たすことのできる粒子を発生する装置 ハ 測定原理及び検出器の特性が校正を受ける測定機器と同一である複数の校正用の測定機器 ニ ステアリン酸粒子発生装置 ホ ローボリウムエアサンプラー ヘ 天秤 ト 熱式風速計 チ 直流用安定化電源 リ 光電子増倍管チェッカー ヌ 回路チェッカー ル 周波数メーター
実施管理者(第2号)	作業環境測定法施行規則別表第一号の作業場の種類について登録を受けている作業環境測定法第二条第五号に規定する第一種作業環境測定士
校正員(第3号)	イ 作業環境測定法第二条第四号に規定する作業環境測定士 ロ 学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後二年以上気中粉じん濃度の測定に関する業務に従事した経験を有するもの ハ 学校教育法による高等学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者であつて、その後五年以上気中粉じん濃度の測定に関する業務に従事した経験を有するもの

22